

1. いじめの捉え方

一定の人的関係にある他の児童等が、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を行うもので、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいじめと捉える。

本校での対応については、一方向的に意図的に繰り返されているかどうかを確認しながら慎重に判断することとし、関わる児童それぞれの育成を念頭に置いて考えることとする。

2. 児童育成の基本的な考え方

本校では、日頃の **Home** 活動等を通じて、次のことに注力する。

- ・他者に対する温かな眼差しや、相手が嫌がることをしようと思わない心を育てる。
- ・他者を尊重し、皆が生きようにと考え、困っている人には寄り添い、仲間の誰ひとりもおいていけないという気持ちを持つ児童を育てる。
- ・相手が嫌がるような行為をするのを望ましくないと感じる集団の雰囲気を作り出す。
- ・もし自分が嫌な思いをすることがあれば、仲間や大人に冷静に報告・相談できるようにする。

上記が実現できれば、子どもたちは、いじめはしてはいけない行為だと考え、いじめをしない、いじめを知って見過ごさない、嫌な思いをしたら抱え込まず相談する、ことができるようになると思う。

2. いじめに繋がる可能性のあるトラブルへの対応について（早期発見・早期対応）

教員の日常的観察による気づき、児童の訴えによる気づき、保護者からの情報による気づき、などがある。これに加えて、学期末三者面談で児童から困りごとを聞き取ることや、毎秋の学校生活アンケートで先生に相談したいことを把握することなどからも、心配すべき事象が把握できる。

上記の様に把握した情報に基づく確認で整理された「いじめに繋がる可能性のある事案」について、速やかに丁寧に対処するとともに、教員全員で共有する場を毎月 1～2 回持つ。（いじめ防止対策会議）

丁寧な対応とは、関わる児童のそれぞれに、個別に対応し必要な指導をすることである。すぐに改善が見られない場合も、継続的に見守り指導をしていく。

3. いじめが疑われる事案であると把握された場合

上記の通り、いじめ防止対策会議による指導がされても、同じ相手に同様の行為が繰り返されるなどで、「いじめが疑われる事案」と考えるべき状況にあれば、この場合には「学校いじめ対策委員会」を招集し、ガイドラインにそって即座に対応を進める。

なお、「学校いじめ対策委員会」は、学校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、生活安全部長、教育相談部担当教諭、と、必要に応じて関連児童のクラス・ホームの担当教諭やスクール・カウンセラーで構成する。

いじめを受けた児童のストレスを減じられるように寄り添いながら速やかに対応を進めるが、解決や安定には長時間を要する場合があるので、丁寧に継続的観察もしながら、いじめの解消が判断されるまで慎重に行う。

4. 重大事態への対処

児童の心身、生命に損害を及ぼすような重大事態が生じた場合、あるいは事態が切迫していることが明白な場合、大学の定めるフローチャートに従って次のように対処する。

- a) 附属学校運営部に既知の事実関係を通知し、対応を協議する。
- b) 「学校いじめ対策委員会」を中心に事実関係の確認を行い、対処すべきポイントを明確にする。
- c) 必要に応じて外部専門諸機関に協力を仰ぎ、協議の上、対処を決定して実行する。
- d) その後も、附属学校運営部と情報を共有し、連携しての対処を継続して行う。

5. 評価活動

- a) いじめ防止対策会議で年度末に年間の事案を振り返り、検討するとともに、校内で情報共有する。
- b) 年度末の情報交換会により、Home・Class 編成の検討と次年度への申し送りのための情報整理を行う。
- c) 年度末の教職員による学校評価で、いじめ防止対策や児童の指導についての意見交換を行い、次年度に活かす。

6. そのほか

- a) 組織的な指導体制：問題行動への対応は、一部の教職員で抱え込むのではなく、組織で情報共有し対応する。
- b) 校内研修の実施：教育相談、こどもの発達に関する校内研修を行い、意見交換できるようにする。
- c) 校務の効率化：教職員が児童と十分向き合えるよう、校務分掌を適正化、効率化するよう工夫する。
- d) 家庭との連携：家庭と学校とで、児童に対する共通理解を持ち、それに適した接し方を協調して行えるように、また児童が学校でも家庭でもスムーズに相談をできるように、学校と家庭が協働できる関係を構築する。

いじめ防止のための年間計画－世田谷小学校－

	いじめ防止に係る取組			早期発見・支援	
月	Home の活動目標	学習活動・行事等	教職員の取組	アンケート・支援等	保護者対応等
4	互いのことを知り、集団をつくっていく	Home 開き 入学の会(全校・各 Home)	- いじめ防止対策会議 - いじめ防止研修会① - 児童についての情報交換(教員会同日)	前年度末からの継続支援・見守り 学習支援員の配置	保護者会 個人面談 PTA役員会
5		全校遠足(全校:Homeの活動を主体にして)	- いじめ防止対策会議 - いじめ防止研修会②		PTA 総会
6		宿泊生活に向けて (全校:Home 毎に計画)	- いじめ防止対策会議 - 宿泊に向けて、児童についての情報交換(教員会にて)		保護者会
7		宿泊生活(全校:Homeでの活動を中心に)	- いじめ防止対策会議 - 宿泊に向けて、児童についての情報交換(宿泊打合会にて)	個人面談(三者面談) ・1学期の学習と生活を振り返って	
8			- 夏季集中研究会 - いじめ防止研修会③		
9	一人ひとりを生かす	宿泊生活を振り返って ・「みんなにとって穏やかな居場所になっているか」の視点から	いじめ防止対策会議	教育実習生との連携による指導・支援 (9～10月)	保護者会
10		スポーツフェスティバル ・「一人ひとりを生かす」ことの視点から計画	いじめ防止対策会議	学校生活アンケート	
11		Home フェスティバルに向けて ・「一人ひとりを生かす」ことの視点から計画	- いじめ防止対策会議 - 学校生活アンケートをもとに、面談・聞き取り		
12		Home フェスティバル	いじめ防止対策会議	個人面談(三者面談) ・2学期の学習と生活を振り返って	保護者会

1	Home の特色を活かし、活動をまとめる	卒業の会に向けて (全校：Home の活動を主体にして)	・いじめ防止対策会議 ・2 学期末の三者面談を踏まえ、次年度の Home 編成、Class 編成に向けた児童についての情報交換		
2		卒業の会に向けて ・Home で培った望ましい対人関係の持ち方を Class にも生かす指導 (音楽会等)	・いじめ防止対策会議 ・来年度に向けて、Home 編成、Class 編成 ・児童の人間関係について情報交換を行い、十分考慮して編成を行う。 ・今年度の振り返りと、来年度への引継ぎ	教育実習生との連携による指導・支援	保護者会
3		Home とし 卒業の会	・いじめ防止対策会議	個人面談（三者面談） ・3 学期の学習と生活を振り返って	
通年	おだやかな関係性を構築していくことで、相手の見方を広げ、様々な違いを受容できる集団となることを目指した指導。		・Home 団会、学年会での共有 ・職員会議での共有 ・教員打合せでの迅速な共有	・学習支援員による支援 ・SC との情報共有	分掌の教育相談部で全ての件を把握
※異常の早期発見・対処のための組織的対応を行う。 子ども同士の気になる関係・保護者からの気になる連絡 →Home・Class 担当が児童からの聞き取り →教育相談部が保護者からの聞き取り →管理職が保護者や児童と面談 →各種対応					